

平成 22 年 6 月 14 日
商 工 中 金

栃木県と商工中金が連携し、環境に配慮した経営に 取り組む事業者をサポートする融資制度を開始

商工中金は栃木県と連携して、宇都宮支店および足利支店において、環境に配慮した経営を行っている事業者の方をサポートする融資制度の取扱いを、6月15日に開始します。

これは、商工中金の独自の融資制度である「環境配慮型経営支援貸付」の貸付対象者に、栃木県が推進している「エコキーパー事業所認定制度」の認定で、★★（二つ星）ランク以上を取得した事業者の皆さまを対象に追加するものです。

連携した融資制度により事業に必要な設備資金・運転資金をご融資するとともに、「エコキーパー事業所認定制度」の普及を促進するため、宇都宮支店および足利支店の店頭にパンフレットを備え置くなどPRに努めます。

「エコキーパー事業所認定制度」とは、事業活動において地球温暖化対策に関し優れた取り組みを実施している事業所を、栃木県がエコキーパー事業所として認定し、さらにその中で、特に優秀な取り組みを実施している事業所を、マロニエ ECO 事業所表彰温室効果ガス削減部門において表彰することにより、事業所における自主的な地球温暖化対策を促進するものです。

商工中金は、「持続可能な社会」の実現に向けて、金融商品・サービスの提供を通じて、環境保全・保護に取り組む事業者の事業活動を積極的にサポートし、社会全体の環境に関するリスクの低減に取り組んでいきます。

【「環境配慮型経営支援貸付」の概要】

貸付対象	栃木県「エコキーパー事業所認定制度」において、★★（二つ星）ランク以上の認定を取得した事業者	
固定・変動	10年固定貸出	変動貸出（当初10年固定型）
資金用途	設備資金、長期運転資金	設備資金
貸付期間	10年以内（据置3年以内）	20年以内（据置3年以内）
貸付利率	10年固定 商工中金所定の利率	当初10年 商工中金所定の利率（10年固定） 11年目以降、5年毎に見直し 商工中金所定の利率（5年固定）
担保・保証人	必要に応じて提供していただきます	

ご融資にあたりましては、商工中金所定の審査がございます。